様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんがいしゃしんわぎじゅつ  一般事業主の氏名又は名称 有限会社シンワ技術  （ふりがな）かんだ　やすくに  （法人の場合）代表者の氏名 勘田　泰邦  住所　〒732-0052  広島県 広島市東区 光町２丁目２番４号  法人番号　8240002033041  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ビジョン2025 | | 公表日 | ①　2025年12月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ＞お知らせ＞【企業情報】DXへの取組み  　https://www.shinwa-eng.site/post/%E3%80%90%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91dx%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF  　3・4ページ目 | | 記載内容抜粋 | ①　■企業経営の方向性（目的と使命）: 安心‧安全な橋の設計‧施工‧維持管理により社会課題を解決し、ワクワクする未来を創る。  ■経営ビジョン（目標）: シンワ技術に関わるすべての人に愛される「100年企業」を目指す。  ■技術活用の方向性: 社会環境‧技術動向の変化に柔軟に対応するため、AIやデジタル技術を積極的に導入し、  「技術力 × デジタル力」の両輪による経営基盤の強化を基本方針とする。DXの目的は、単なるデジタル化ではなく「人の役割の高度化」を実現することにある | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、当社における取締役会に準ずる経営会議で承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ビジョン2025 | | 公表日 | ①　2025年12月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ＞お知らせ＞【企業情報】DXへの取組み  　https://www.shinwa-eng.site/post/%E3%80%90%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91dx%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF  　4～7ページ目 | | 記載内容抜粋 | ①　■ビジョン実現に向けたDX戦略（3つの方針）  1. AI‧自動化技術による業務効率化と生産性向上：議事録作成、事務手続き、設計資料管理などにAIを導入し、定型業務を効率化する。  2. 橋梁設計業務へのDX展開：AIへの設計データの集約・検索機能を構築し、設計の品質とスピードを両立。データの共有化‧標準化を推進する。  3. AI時代の人材育成と知識共有：AI学習支援ツールを導入し、従業員が効率的かつ創造的に学べる環境を構築する。  これらは、データ活用を組み込んだ「技術力 × デジタル力」による経営基盤強化の基本方針を具体化したものである。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、当社における取締役会に準ずる経営会議で承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ビジョン2025  　9ページ目 | | 記載内容抜粋 | ①　■戦略を推進するための体制・組織：  ・推進責任者：代表取締役  ・統括部門：総務部  ・実行部門：技術部門、営業部門、総務部門  ・PDCA管理体制：経営会議にて、各部門のDX推進の進捗‧課題を共有し、改善提案を次期施策に反映する体制を確立する  ■人材の確保・育成：  ・AI学習支援ツールの導入と活用、技術研修のオンライン学習化と個別最適化を実施  ・社内ナレッジの体系的蓄積と検索システムを構築し、技術者としての成長を加速させる |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進ビジョン2025  　8ページ目 | | 記載内容抜粋 | ①　DX成果を共有・蓄積する社内ナレッジ基盤の構築。  ペーパーレス化・情報共有基盤整備を進め、安全で快適なデジタル職場環境を整備する。  また、AIアシスタントによる設計支援・品質チェック機能の導入を検討し、業務の標準化を徹底する。システム環境の変化への適応力を高める。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進ビジョン2025 | | 公表日 | ①　2025年12月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ＞お知らせ＞【企業情報】DXへの取組み  　https://www.shinwa-eng.site/post/%E3%80%90%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91dx%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF  　5～8ページ目 | | 記載内容抜粋 | ①　3つの方針に基づく具体的なKPIを設定している。  ・業務効率化  議事録作成の時間削減率を平均75％削減（20分→5分）  紙による申請を2026年8月までにゼロへ。  社内設計資料の電子化を2026年8月までに50％達成する。  ・設計プロセスDX  AIへの設計データの集約・検索機能を構築し、設計に  かかる情報収集時間を短縮（2027年7月を目途に達成）。  自社独自の設計技術力を集約し、AIを活用した社内共有を図る（2027年7月を目途に達成）。  ・人材育成  AI学習支援ツールを2026年2月までに導入。  オンライン学習活用率を2027年7月までに70％を目指す。  社内ナレッジの体系的蓄積と検索システム構築を2027年7月までに実施する  ・健康経営  有休取得率80％、ペーパーレス達成率50％、テレワーク利用率100％を目指す |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月 8日 | | 発信方法 | ①　DX推進ビジョン2025  　当社ホームページ＞お知らせ＞【企業情報】DXへの取組み  　https://www.shinwa-eng.site/post/%E3%80%90%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%80%91dx%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%BF  　経営会議での承認後、全従業員及び自社ウェブサイトにて公開 | | 発信内容 | ①　 自社ホームページで代表取締役の署名付きの「DX推進ビジョン2025」を公表しており、以下のとおりDX戦略の推進状況を公表している。  代表取締役（実務執行総括責任者）は、目指す将来像として次の3点を挙げている。  ・「技術力×デジタル力」で健康で創造的な職場を実現し、「AIが支える健康で創造的な職場」を目指します。  ・AIにできることはAIに任せ、技術者が本来の専門性を最大限に発揮することで、「想像を超える品質と技術力」を提供し続けます。  ・DXの推進により、従業員が「考える」「創る」時間を増やし、健康的で意欲的に働ける職場を実現します。  また、目指す将来像を実現するための今後の展開における効果的な戦略の推進方法について以下を挙げている。  ・デジタルツールの活用による業務見直し・標準化の徹底  ・ AIアシスタントによる設計支援・品質チェック機能の導入  ・ 従業員教育プログラムのデジタル化・オンライン学習化  ・ DX成果を共有・蓄積する社内ナレッジ基盤の構築 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。